

台風 19 号による被災者の皆様へ

このたびの台風 19 号に伴う災害により、被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります

貸付内容

- 貸付対象 (1) 被災された方で市内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
(2) 他市町村から避難し、申し込みから 1 か月程度以上市内に居住される方で、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り 10 万円以内。
ただし、以下の場合は一世帯につき一回限り 20 万円以内の貸付も可能。
 - ① 世帯の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学生以下の児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日の月末から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子 ※ 償還期間経過後は残元金に対して年 5.0% の延滞利子が発生します

貸付申込に必要なもの

- (1) 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- (2) 住所を確認できるもの（住民票等、(1) で住所が確認できる場合は不要）
- (3) り災証明書または被災証明証（当日提出できない場合は後日提出していただきます）
また、直接被災されていない世帯では、今般の台風災害により収入が減少したことがわかる書類（例：勤務先が発行する休業証明書等）
- (4) 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません）
- (5) 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

貸付後の手続き

- 貸付金交付後 3 ヶ月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。
- 後日、り災証明書や被災証明書の提出がなく被災状況が確認できない場合には、返還を求める場合があります。

貸付金交付方法

- 申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関に後日送金します。

《受付開始日》 **11月18日（月）から開始します**

《相談・申込受付時間》 月曜日～金曜日：午前 10 時～午後 4 時

※ 土・日の受付は 11 月 23 日（土）・24 日（日）のみとなります。

《受付窓口》 本宮市社会福祉協議会

本宮市本宮字千代田 60 番地 1（えぽか 2 階）

電話 0243-33-2006 FAX 0243-33-5260